|  |
| --- |
| **２０２５年日本国際博覧会における****賓客接遇関連業務に係る企画提案公募要領** |

２０２５年日本国際博覧会（以下、「万博」という。）の開催にあたり、国内外から多数の賓客が来阪されることが想定されている。

本業務は、賓客が大阪滞在中に安全かつ快適に過ごせるよう、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より確実かつ効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

　本公募は、「令和６年度大阪府一般会計補正予算（第２号）」が議決され、本業務に係る予算が発効することを前提に実施される停止条件付きの公募です。この条件が整わない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

**１　業務名**

　　２０２５年日本国際博覧会における賓客接遇関連業務

(1) 業務の趣旨・目的

大阪府では、万博の開催に伴い来阪される賓客に対し、大阪府警察本部や公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会、その他関係機関と連携し、適切に接遇を行う必要がある。

本業務は、賓客に大阪府内滞在中に安全かつ快適にお過ごしいただくため、滞りなくかつ確実に業務を遂行することを目的とする。

(2) 業務概要

別添「仕様書」のとおり。

ただし、賓客の属性や詳細想定スケジュール等を記載した「仕様書（詳細版）」は、参加申込書類（「参加申込書」「事業実績申告書」「参加資格保持の誓約書」「守秘義務誓約書」）を提出した者に限り別途開示する。

　(3) 委託上限額

165,02４,000円（消費税及び地方消費税を含む）

・令和６年度　：　　22,417,000円

・令和７年度　：　142,607,000円

**２　スケジュール**

令和６年１０月 ９日（水） 公募開始、質問受付開始

令和６年１０月１５日（火）　正午 参加関係書類締切（電子メール）

令和６年１０月１６日（水） 仕様書詳細版提供

令和６年１０月１８日（金）　正午 質問受付締切

令和６年１０月２２日（火） 質問回答

令和６年１０月２８日（月）　正午 企画提案書類提出締切（郵送の場合は前日必着/持参）

令和６年１１月上旬頃 事業者選定委員会

令和６年１１月中旬頃 選定結果通知/最優秀提案事業者決定

令和６年１１月中旬頃 契約締結/業務開始

令和８年 ３月３１日（火） 業務終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。（※（１）は共同企業体の代表構成員が有していればよい。）

(1) 令和元年以降に、国内もしくは海外の元首・首脳・官僚クラスまたは国際機関の長等が参加する国内で開催された国際会議・イベントにおいて、運営や接遇等の実績があること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）第１１条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(３)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(４)　府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(５)　府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(６)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(7)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(8)　次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第６１号、以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(9)　府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

(1)　公募要領の配布

ア　配布期間

令和６年１０月９日（水）から令和６年１０月２８日（月）正午まで

イ　配布方法

政策企画総務課ホームページからダウンロードで配布　（**※窓口・郵送による配布は行わない。）**

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o020010/seisakukikaku/puropo/index.html）

(２)　提出スケジュール・提出方法

【参加申込書類】

ア　提出スケジュール

令和６年１０月９日（水）から令和６年１０月１５日（火）正午まで

イ　提出方法

電子メールにより下記「ウ　送付先」へ提出すること。

※電子メール送信後、必ず電話でメール到達確認をすること。

　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前１０時から午後５時まで）

※件名に「【参加申込書類】２０２５年日本国際博覧会における賓客接遇関連業務」と明記すること。

ウ　送付先

大阪府 政策企画部 政策企画総務課 人事・栄典グループ

送付先メールアドレス（eiten@gbox.pref.osaka.lg.jp）

エ　仕様書詳細版の提供

参加申込書類を提出した者に限り、電子メールにより送付する。

【企画提案書類】

ア　提出スケジュール

令和６年１０月９日（水）から令和６年１０月２８日（月）正午まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前１０時から午後５時まで）

イ　提出方法

持参による提出の場合は、事前に電話連絡をすること。

郵送による提出の場合は、書類の補正期間を確保するため、それぞれの期日の前日必着で郵送し、郵送後必ず電話連絡をすること。

ウ　受付場所

大阪府 政策企画部 政策企画総務課　人事・栄典グループ

住　　　所 ： 大阪市中央区大手前２丁目１番２２号　府庁本館３階

電話番号 ： 06-6944-6438（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前１０時から午後５時まで）

（３） 応募書類

【参加申込書類】

ア　参加申込書（様式１）

イ　事業実績申告書（様式２）

※　３公募参加資格「（１）」の主なものを記載すること。

ウ　参加資格保持の誓約書（様式３）

エ　守秘義務誓約書（様式４）

【企画提案書類】

ア　企画提案書（様式５）

イ　応募金額提案書（様式６）

ウ　共同企業体での参加の場合

①共同企業体届出書（様式７：１部）

②共同企業体協定書（写し）（様式８：１部）

③委任状（様式９：１部）

④使用印鑑届（様式１０：１部）

エ　財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

オ　障害者雇用状況報告書の写し（１部）

a 常時雇用労働者数が４０.０人以上の事業主の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が4０.０人以上)に義務化されている｢障害者雇用状況報告書（様式第６号）｣の写し

・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

（インターネットによる報告をした場合は、到達を確認できる書類を提出すること。受付印は不要。）

b 常時雇用労働者数が４０.０人未満の事業主の場合

・「障がい者の雇用状況について」 （任意様式）

【最優秀提案事業者として選定された後に必要な書類】

※正本１部、共同企業体すべての構成員分を提出すること。

ア　定款又は寄付行為の写し（１部）（要原本証明）

イ　①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ウ　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

【契約時に必要な書類】

ア　使用印鑑届（発行日から３ヵ月以内の印鑑証明書を添付）（様式１０）

　　　※共同企業体の場合は既に提出済のため不要。

イ　暴力団排除に関する誓約書（様式１１）

(４)　応募の辞退

応募者は参加申込書類提出後、企画提案書類を提出するまでは、応募を辞退することができる。応募を辞退するときは、参加辞退届（様式１２）を提出しなければならない。

辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。また、応募を辞退した者は、企画提案書類提出締切前であっても、当該応募には再度応募することができない。

(５)　応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(６)　応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(７)　その他

ア　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

イ　応募は１者１提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

ウ　企画提案書類の提出に際しては、正本１セット、副本１０セットをそれぞれＡ４ファイルに綴って提出すること。また、併せて電子媒体（CD－R等、メール提出可）も提出すること。

エ　副本は選定委員会での説明資料となるため、提案事業者が特定できる内容等（代表者、社章、社員名、社員の写真、所在地、電話番号等含む）が記載されている場合は、副本の当該箇所を黒塗りすること。

オ　正本ファイルの表紙及び背表紙については、提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。副本は、表紙・背表紙ともに記入を要しない。

＜記入例＞「２０２５年日本国際博覧会における賓客接遇関連業務」提案書

株式会社○○（法人名）

カ　書類提出後の差し替えは認めない（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

キ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

**５　質問の受付**

(1)　受付期間

公募開始日から令和６年１０月１８日（金）　正午まで

(2)　提出方法

　 　電子メール（アドレス：eiten@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付ける。

ア　電子メール送信後、必ず電話で到達確認を行うこと。

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前１０時から午後５時まで）

イ　質問への回答は参加申込のあったすべての事業者あてにメールで回答する。

**６　審査の方法**

(1)　審査方法

ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行い、プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行う。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できない。

ウ　最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中６０点以下の場合は採択しない。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2)　審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 配点 |
| 業務の目的・内容の理解、業務遂行の手法 | 本業務の目的や接遇対象者の属性を十分にふまえた具体的かつ実効性の高い業務遂行手法が提案なされているか。・車両確保、教育訓練・研修の手法は具体的かつ実現可能性が高い提案となっているか。・想定される車両確保の連携先や連携方法は具体的かつ実現可能性が高い提案となっているか。・業務を確実に遂行するために独自に工夫を凝らした提案となっているか。・急なスケジュール変更やその他不測の事態等が発生した際のリスク時対応やセキュリティ面の担保方法は具体的かつ適切な提案となっているか。・予算管理の手法は具体的かつ実現性が高い提案となっているか。 | ５０点 |
| 業務実施体制 | 本業務を確実に履行するための業務体制が整っているか。・業務責任者が配置され、業務を確実かつ効果的に実施するための適切な役割分担のもと、必要な人員体制が確保された業務実施体制が提案されているか。・業務スケジュールが来阪スケジュールを踏まえた現実的なものとなっているか。 | ２０点 |
| 実績 | 令和元年以降に、国内もしくは海外の元首・首脳・官僚クラスまたは国際機関の長等が参加する国内で開催された国際会議・イベントにおいて、運営や接遇等の実績を有しているか。 | １５点 |
| 障がい者雇用 | 企業全体において、常用労働者4０.０人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者4０.０人未満の場合、１人以上障がい者を雇用しているかどうか。 | ３点 |
| 価格点 | 価格点の算定式満点（１２点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | １２点 |
| 合計 | 100点 |

(3) 審査結果

ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を政策企画総務課ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o020010/seisakukikaku/puropo/index.html）において公表する。

応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しない。

1. 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称　＊申込順

③ 全提案事業者の評価点　＊得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

 ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

　　　　次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**７　契約手続きについて**

(1)　契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結する。

(2)　契約金額の支払いについては、各年度末に精算払いとする。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式１０）を提出すること。なお、誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しない。

(4)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しない。

（5）　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の１００分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7)　(6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の１００分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和５５年大阪府規則第４８号）第６８条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第６８条第６号に該当する場合。

**８　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。